



東淀川区キャラクター  
「こぶしのみのりちゃん」

# 空家で困っていませんか？



引越した以前の家が空家になって管理ができていない。  
相続したが、どう処分したらいいのかわからない。  
など、空家で困っていませんか。



大阪市では空家対策を推進するに当たり、利活用等に関してノウハウを有する団体である(公社)全日本不動産協会大阪府本部及び(一社)大阪府宅地建物取引業協会(以下「各団体」という。)と連携協定を締結しています。

この協定に基づき、所有者様のご意向があれば、空家の解消に向けて、利活用等の方策について専門家からの提案を受けることが可能ですので、区役所空家担当までご相談ください。

※裏面も必ずお読みください。

## ■空家所有者様へ ※必ずお読みください。

- 各団体から示された提案は決して履行を強要するものではありません。
- 当該物件の状況によって、所有者様のご意向に沿った提案が困難な場合がある旨あらかじめご了承ください。
- 情報は本業務の目的以外には利用いたしません。
- 大阪市では、情報提供された空家等情報を事業者へ紹介し、空家所有者様が事業者とご相談いただけるようにいたしますが、当該空家等の適正管理、有効活用及び解消等に向けた相談の域を超えて行われる売買や解体等の交渉・契約については、直接これに関与いたしません。事業者と十分にお話し合いのうえ、お決めいただきますようお願いいたします。また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。
- 詳細な調査等を依頼された場合には、有料となることがあります。また、事業者との契約締結後は、仲介手数料等が必要となります。詳しくは、調査等を依頼する際に必ず事業者にご確認ください。
- 本市と不動産関係団体との間で締結した協定を解除した場合は、空家所有者様と事業者との相談開始以降であっても、本業務を中止することがあります。

### ※空家等に関する情報提供の流れ

- ① 空家所有者は、区役所へ空家の利活用の意向を連絡
- ② 区役所は、空家情報を協定締結団体の、空家等が所在する区を所管する支部代表者へ情報提供
- ③ 支部代表者は、各団体の事業者へ情報提供
- ④ 事業者は、区役所に利活用等の提案書を提出
- ⑤ 区役所は、空家所有者へ利活用等の提案書を送付（①から概ね2か月後）
- ⑥ 空家所有者は、提案について詳しく相談したい場合は区役所に所有者情報の提供同意書を提出
- ⑦ 事業者は、空家所有者へ連絡
- ⑧ 空家所有者と事業者との間で相談を開始

#### 【お問合せ先】

東淀川区役所 地域課（企画調整）  
（住 所）東淀川区豊新2-1-4  
（電話番号）4809-9927